

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画 変更新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本方針</p> <p>1 基本理念</p> <p>排他的経済水域等における水産資源は、我が国が主権ないし主権的権利を有する資源であることから、科学的知見に基づき適切に管理することにより、その持続的利用を確保し、水産業の健全な発展と水産物の安定供給の確保を図る。その場合、資源の保存・管理の担い手は漁業者であることに鑑み、漁業者の積極的な取組を助長するよう所要の施策を講ずるものとする。</p> <p>このため、</p> <p>(1) 水産資源の動向、他の水産資源との関係等の生物学的知見を踏まえ、水産物供給の担い手である漁業の経営状況等にも十分配慮しながら、水産政策審議会、漁業調整委員会等において関係者の合意を形成しつつ、漁獲量及び漁獲努力量について適切な資源管理方策を実施する。</p> <p>(2) <u>また、資源及び漁業の特性に応じて、魚種や系群ごとの資源状況を踏まえた具体的な資源管理措置を漁業種類ごと、必要に応じ地域や期間ごとに定め、適切な資源管理を推進する。</u></p> <p>2 漁獲量及び漁獲努力量の管理 (略)</p> <p>3 <u>資源管理指針・資源管理計画</u>の推進</p>	<p>第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本方針</p> <p>1 基本理念</p> <p>排他的経済水域等における水産資源は、我が国が主権ないし主権的権利を有する資源であることから、科学的知見に基づき適切に管理することにより、その持続的利用を確保し、水産業の健全な発展と水産物の安定供給の確保を図る。その場合、資源の保存・管理の担い手は漁業者であることに鑑み、漁業者の積極的な取組を助長するよう所要の施策を講ずるものとする。</p> <p>このため、</p> <p>(1) 水産資源の動向、他の水産資源との関係等の生物学的知見を踏まえ、水産物供給の担い手である漁業の経営状況等にも十分配慮しながら、水産政策審議会、漁業調整委員会等において関係者の合意を形成しつつ、漁獲量及び漁獲努力量について適切な資源管理方策を実施する。</p> <p>(2) <u>特に資源状態が悪化しているものについては目標を設定して資源の回復を図るとともに、資源の回復措置が漁業経営に著しい悪影響を及ぼす場合には、経営安定のために所要の対策を図る。</u></p> <p>2 漁獲量及び漁獲努力量の管理 (略)</p> <p>3 <u>資源回復計画</u>の推進</p>

海洋生物資源の資源状況は、海域ごと、また魚種や系群ごとにそれぞれ異なるが、資源状況や当該資源を利用する漁業実態等を踏まえた適切な資源管理措置を講じることにより、資源状況の回復・維持を図る必要がある。そのため、海洋生物資源ごとの資源管理の方向性や内容を定めた資源管理指針を策定するとともに、それに基づき、具体的な資源管理措置を内容とする資源管理計画について、漁業者等による作成及び実施を推進し、計画的かつ機動的な資源管理を図る。

この場合、計画的に資源管理に取り組む意欲のある者が、減収を恐れずにこれらの取組を実施することができるよう、資源管理・収入安定対策を講じる。

第2 特定海洋生物資源ごとの動向に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源ごとの動向

(1) さんまの動向

我が国周辺水域で漁獲対象とされるさんまは、北西太平洋に広く分布し、これらが秋季に日本近海に來遊する。

2010年の日本の漁獲量は、19.3万トンであり、約10年ぶりに20万トンを割り込んだ。

資源水準は、過去のCPUE（1操業あたりの漁獲量）の比較において、中位水準にあると判断される。また、資源量は2008年以降、減少傾向を示したものの、2011年は上昇したことから、動向は横ばいと判断される。

(2) すけとうだらの動向

我が国周辺水域のすけとうだらは、北海道周辺及び東北沿岸に分布

緊急に資源の回復を図ることが必要な魚種を対象に、減船、休漁等を含む漁獲努力量の削減をはじめ、積極的な資源培養、漁場環境の保全等を内容とする資源回復計画を作成するとともに、それに基づく具体的な取組を総合的に推進する。

この場合、減船、休漁等の措置は、中長期的には資源の回復により漁業経営の改善に資するものであるが、短期的には漁業経営に著しい影響を及ぼす場合もありうることから、こうした影響を緩和するための経営安定対策により、資源回復の円滑な推進を図る。

第2 特定海洋生物資源ごとの動向に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源ごとの動向

(1) さんまの動向

我が国周辺水域で漁獲対象とされるさんまは、北西太平洋に広く分布し、これらが秋季に日本近海に來遊する。

2009年の日本の漁獲量は、31万トンであり、2年連続して30万トンを超えた。

資源水準は、過去のCPUE（1操業あたりの漁獲量）の比較において、昨年の高位から中位になったと判断される。最近5年間では、2009年のCPUEは最低であり、また、資源量は2009年351万トン、2010年221万トンと減少傾向にあることから、動向は減少と判断される。

(2) すけとうだらの動向

我が国周辺水域のすけとうだらは、北海道周辺及び東北沿岸に分布

しており、生息域の分布等によって太平洋北部に分布する太平洋系群、日本海北部に分布する日本海北部系群、オホーツク海に分布するオホーツク海南部及び根室海峡に産卵場を有する根室海峡の4つの評価単位に分かれている。この中でもっとも資源の大きな太平洋系群は、2005年級群が卓越年級群となり良い加入となったものの、その後に続く良い加入は確認されておらず、2011年の資源量は82万トンであり、資源水準は中位、動向は横ばいと判断される。日本海北部系群については、2006年級群の良い加入があったものの、その後の加入が悪く、資源水準は依然として低位であり、動向は横ばいと判断される。オホーツク海南部は、資源水準は低位で動向は増加と判断される。根室海峡については資源水準は低位、動向は横ばいである。

(3) まあじの動向

我が国周辺水域のまあじは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群とに大別されるが、当該資源の分布域は資源状態により大きく異なり、両系群は一部水域において混在して分布している。太平洋系群及び対馬暖流系群の2011年資源量はそれぞれ6万トン、54万トンで、水準はいずれも中位、動向はそれぞれ減少、横ばいと判断される。当該資源は、新規加入群の状況及び海域によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。

(4) まいわしの動向

我が国周辺水域のまいわしは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群とに大別される。当該資源は、これまで数十年単位で大きく変動してきており、その資源状況によって分布域が大きく変化することが知られている。両系群とも

しており、生息域の分布等によって太平洋北部に分布する太平洋系群、日本海北部に分布する日本海北部系群、オホーツク海に分布するオホーツク海南部及び根室海峡に産卵場を有する根室海峡の4つの評価単位に分かれている。この中でもっとも資源の大きな太平洋系群は、2005年級群が卓越年級群となり良い加入となったものの、その後に続く加入が見られておらず、2010年の資源量は90万トンであり、資源水準は中位、動向は横ばいと判断される。日本海北部系群については、2006年級群の良い加入があったため、2010年の資源量は10万トンまで回復したが、資源水準は依然として低位であり、動向は横ばいと判断される。オホーツク海南部は、資源水準は低位で動向は増加と判断される。根室海峡については資源水準は低位、動向は横ばいである。

(3) まあじの動向

我が国周辺水域のまあじは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群とに大別されるが、当該資源の分布域は資源状態により大きく異なり、両系群は一部水域において混在して分布している。太平洋系群及び対馬暖流系群の2010年資源量はそれぞれ8万トン、49万トンで、水準はいずれも中位、動向はそれぞれ減少、横ばいと判断される。当該資源は、新規加入群の状況及び海域によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。

(4) まいわしの動向

我が国周辺水域のまいわしは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群とに大別される。当該資源は、これまで数十年単位で大きく変動してきており、その資源状況によって分布域が大きく変化することが知られている。両系群とも

1988年から1989年を境として漁獲量が大幅に減少し、近年は低い水準で推移している。

当該資源の状況は、両系群ともに資源水準は低位であるが、太平洋系群の資源量が2010年46万トンから2011年63万トン、対馬暖流系群は、2010年3.4万トンから2011年5.8万トンと増加していることから動向は増加と判断される。しかし、親魚量は低い水準にあり、また当該資源は、新規加入群の状況及び海域によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。

(5) まさば及びごまさばの動向

我が国周辺水域のまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群に、また、ごまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と主に東シナ海に分布する東シナ海系群に大別され、それぞれ両系群は一部水域において混在して分布している。全般としてはごまさばは、まさばに比べ南方域に分布しているが、近年、太平洋では東北水域まで分布がみられている。

資源の状況は、まさばは、太平洋系群については資源水準は低位ながら2004年・2007年・2009年と豊度の高い加入があり資源量は2011年89万トンで、動向としては横ばいと判断される。対馬暖流系群の資源量は2011年88万トンで、資源水準は中位であり、動向は過去5年間（2006～2010年）の資源量が増加傾向にあることから、増加と判断される。ごまさばは、太平洋系群の資源量は2011年50万トンで資源水準は高位であり、動向は横ばいと判断される。東シナ海系群の資源量は2011年16万トンで資源水準は中位であり、動向は横ばいと判断される。まさば及びごまさばは、共に新規加入群の状況によって変動が大きいことから、資源動向について今後とも注視する必要がある。

1988年から1989年を境として漁獲量が大幅に減少し、近年は低い水準で推移している。

当該資源の状況は、両系群ともに資源水準は低位であるが、太平洋系群の資源量が2009年20万トンから2010年39万トン、対馬暖流系群は参考値ながら、2009年2.8万トンから2010年3.6万トンと増加していることから動向は増加と判断される。しかし、親魚量はかなり低い水準にあり、また当該資源は、新規加入群の状況及び海域によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。

(5) まさば及びごまさばの動向

我が国周辺水域のまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群に、また、ごまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と主に東シナ海に分布する東シナ海系群に大別され、それぞれ両系群は一部水域において混在して分布している。全般としてはごまさばは、まさばに比べ南方域に分布しているが、近年、太平洋では東北水域まで分布がみられている。

資源の状況は、まさばは、太平洋系群については資源水準は低位ながら2004年・2007年・2009年と豊度の高い加入があり資源量は2010年88万トンで、動向としては横ばいと判断される。対馬暖流系群の資源量は2010年79万トンで、資源水準は昨年の低位から中位となり、動向は過去5年間（2005～2009年）の資源量が増加傾向にあることから、増加と判断される。ごまさばは、太平洋系群は資源水準は高位にあるが、資源量が2005年の65万トンをピークに2010年は51万トンに減少していることから、動向は減少と判断される。東シナ海系群の資源量は2010年16万トンで資源水準は中位であり、近年の資源量・親魚量がともに減少傾向にあるので、動向は減少と判断される。まさば

(6) するめいかの動向

我が国周辺水域のするめいかは、日本近海に広く分布し、季節により南北に大きく回遊するが、主に1～3月に東シナ海で発生する冬季発生系群と、10～12月に北陸沿岸域から東シナ海で発生する秋季発生系群とに大別される。

資源の状況は、資源量をみると、冬季発生系群は、2011年で90万トンと資源水準は中位、動向は減少と判断される。秋季発生系群は、近年中位～高位水準であり、2011年は135万トンとなり、水準は高位、動向は横ばいにあると判断される。

当該資源は、海洋環境によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。

(7) ずわいがにの動向

我が国周辺水域のずわいがには、日本海大陸棚の縁辺部、大和堆、銚子以北の太平洋岸及びオホーツク海の水深150～750メートルの範囲に分布し、生息域の分布によって、オホーツク海系群、太平洋北部系群、日本海系群及び北海道西部系群に分けられる。資源の状況をみると、この中でもっとも資源の大きな日本海系群は、富山県以西（A海域）では1990年代後半から資源は回復傾向にあり、以前は低位であった資源水準が中位に回復した。2007年以降の資源量の推移より、資源動向は減少と判断される。新潟県以北（B海域）では、資源水準は昨年の中位から高位、動向は増加と判断される。また、オホーツク海系群の資源水準は低位で動向は横ばい、太平洋北部系群の資源水準は中位で横ばい、北海道西部系群の

及びごまさばは、共に新規加入群の状況によって変動が大きいことから、資源動向について今後とも注視する必要がある。

(6) するめいかの動向

我が国周辺水域のするめいかは、日本近海に広く分布し、季節により南北に大きく回遊するが、主に1～3月に東シナ海で発生する冬季発生系群と、10～12月に北陸沿岸域から東シナ海で発生する秋季発生系群とに大別される。

資源の状況は、資源量をみると、冬季発生系群は、2009年で118万トン、2010年で69万トンと資源水準は中位、動向は横ばいと判断される。秋季発生系群は、近年中位～高位水準であり、2010年は119万トンとなり、水準は高位、動向は横ばいにあると判断される。

当該資源は、海洋環境によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。

(7) ずわいがにの動向

我が国周辺水域のずわいがには、日本海大陸棚の縁辺部、大和堆、銚子以北の太平洋岸及びオホーツク海の水深150～750メートルの範囲に分布し、生息域の分布によって、オホーツク海系群、太平洋北部系群、日本海系群及び北海道西部系群に分けられる。資源の状況をみると、この中でもっとも資源の大きな日本海系群は、富山県以西（A海域）では1990年代後半から資源は回復傾向にあり、2000年代に複数の豊度が高い年級群が加入したことにより、以前は低位であった資源水準が中位に回復した。2008、2009年と資源量は減少したが、2010年は増加し、資源動向は横ばいと判断される。新潟県以北（B海域）では、資源水準は中位、動向は横ばいと判断される。また、オホーツク海系群の資源水準は低

資源水準は中位で横ばいであると判断される。

2 第2種特定海洋生物資源ごとの動向

(1) 日本海西部海域のあかがれいの動向

日本海西部海域のあかがれいは、当該海域の水深150～900メートルの広範囲にわたり分布している。当該海域のあかがれいを主として漁獲する沖合底びき網漁業の漁獲量は、データが揃っている1991年以降の新潟県以西の漁獲量をみると、1995年頃まで増加を続け、その後は3,000トン台で安定していた。近年は卓越年級群の加入により動向としては横ばい傾向にあり、2010年の漁獲量は約5,500トンであった。しかし、沖合底びき網漁業のみで5,000トン以上漁獲していた1980年代前半と比べると、資源水準は依然中位であると判断される。

(2) 宗谷海峡海域のいかなごの動向

宗谷海峡海域のいかなごは、当該海域の水深40～80メートルに分布している。当該海域の近年のいかなご類の漁獲量は1995年の56,000トンをピークに減少傾向にある中で、2010年は前年を上回り、22,000トンに増加した。

資源状態の指標である沖合底びき網漁業の過去のCPUE（1網あたりの漁獲量）の動向や近年の漁獲物体長組成などから資源水準は中位で、動向は横ばいと判断される。

(3) 太平洋北部海域のさめがれいの動向

位で動向は増加、太平洋北部系群の資源水準は中位で横ばい、北海道西部系群の資源水準は中位で横ばいであると判断される。

2 第2種特定海洋生物資源ごとの動向

(1) 日本海西部海域のあかがれいの動向

日本海西部海域のあかがれいは、当該海域の水深150～900メートルの広範囲にわたり分布している。当該海域のあかがれいを主として漁獲する沖合底びき網漁業の漁獲量は、データが揃っている1991年以降の新潟県以西の漁獲量をみると、1995年頃まで増加を続け、その後は3,000トン台で安定していた。近年は卓越年級群の加入により動向としては横ばい傾向にあり、2009年の漁獲量は近年では最高の約5,700トンであった。しかし、沖合底びき網漁業のみで5,000トン以上漁獲していた1980年代前半と比べると、資源水準は依然中位であると判断される。

(2) 宗谷海峡海域のいかなごの動向

宗谷海峡海域のいかなごは、当該海域の水深40～80メートルに分布している。当該海域のいかなご類の漁獲量は1995年の52,000トンをピークに減少傾向にある中で、2007年は約16,000トンと前年を大きく下回り、2008・2009年は約14,000トンで2007年と同程度であった。

資源状態の指標である沖合底びき網漁業の過去のCPUE（1網あたりの漁獲量）の動向や近年の漁獲物体長組成などから資源水準は昨年の低位から中位となり、動向は横ばいと判断される。（いかなご類（いかなご及びきたいかなご）の資源評価による）。

(3) 太平洋北部海域のさめがれいの動向

太平洋北部海域のさめがれいはいは、当該海域の水深150～1,000メートルの広範囲にわたり分布している。当該海域のさめがれいはいを主として漁獲する東北海区の沖合底びき網漁業による漁獲量は、1978年の6,300トン进行ピークにその後年々減少し、1998年には108トンまで減少した。その後、やや増加し、2010年には228トンとなっている。

沖合底びき網漁業のCPUE（1網あたりの漁獲量）の推移から資源水準は低位で、動向は横ばいと判断される。

(4) 瀬戸内海海域のさわらの動向

瀬戸内海海域のさわらは、冬を紀伊水道以南の太平洋沿岸及び伊予灘・豊後水道域で過ごし、春には紀伊水道及び豊後水道を経て内海へ来遊し、秋に外海へ移出する。

瀬戸内海におけるさわらの漁獲量は、1986年には6,378トンであったが、1998年には199トンにまで減少した。その後は徐々に増加し、2004年は1,465トンまで回復したが、2010年には1,444トンと若干減少した。資源量は、1998年を最低水準として2003年には3,645トンまで回復した。その後は緩やかに減少し、2007年は2,892トンとなったが、2010年は4,607トンと増加した。これらにより、資源水準は低位、動向は増加と判断される。

(5) 伊勢湾・三河湾海域のとらふぐの動向

伊勢湾・三河湾海域のとらふぐ資源は、不定期に発生する卓越年級群の動向により大きく変動する。1999年及び2001年級群が卓越したことによって、2002年漁期の資源量は高い水準にあったが、2002年級群が平年並み、2003年～2004年級群は

太平洋北部海域のさめがれいはいは、当該海域の水深150～1,000メートルの広範囲にわたり分布している。当該海域のさめがれいはいを主として漁獲する東北海区の沖合底びき網漁業による漁獲量は、1978年の6,300トン进行ピークにその後年々減少し、1998年には127トンまで減少した。その後、やや増加し、2009年には279トンとなっている。

漁獲量が極めて少なく、資源水準は低位である。また、沖合底びき網漁業のCPUE（1網あたりの漁獲量）についても特に変化は認められず、資源動向は横ばいと判断される。

(4) 瀬戸内海海域のさわらの動向

瀬戸内海海域のさわらは、冬を紀伊水道以南の太平洋沿岸及び伊予灘・豊後水道域で過ごし、春には紀伊水道及び豊後水道を経て内海へ来遊し、秋に外海へ移出する。

瀬戸内海におけるさわらの漁獲量は、1986年には6,378トンであったが、1998年には199トンにまで減少した。その後は徐々に増加し、2004年は1,465トンまで回復したが、2009年には1,370トンと若干減少した。資源量は、1998年を最低水準として2003年には3,649トンまで回復したが、その後は緩やかに減少しており、2007年は2,875トンとなったが、2009年は4,013トンと増加した。これらにより、資源水準は低位、動向は横ばいと判断される。

(5) 伊勢湾・三河湾海域のとらふぐの動向

伊勢湾・三河湾海域のとらふぐ資源は、不定期に発生する卓越年級群の動向により大きく変動する。1999年及び2001年級群が卓越したことによって、2002年及び2003年漁期の資源量は高い水準にあったが、2002年級群が平年並み、2003年～2

低い水準にとどまった。その後、2005年級群がやや回復傾向を示すとともに2006年級群が比較的大きい規模で加入したことから資源状態は好転し、その後、安定的に推移していたが、2009年及び2010年級群の加入は近年の最低水準にとどまっている。
このことから、資源水準は中位、動向は横ばいと判断される。

(6) 日本海北部海域のまがれいの動向

日本海北部海域のまがれいは、当該海域の水深150メートル以浅に分布している。当該海域のまがれいの漁獲量が把握されている1980年以降の新潟県と秋田県の漁獲量の推移をみると、1986年と1994年に漁獲量のピークが見られるものの、1995年から1997年に大幅に減少し、その後緩やかな減少傾向が続いていた。1993年以降データが揃う4県（青森～新潟）の漁獲量は、2005年に200トン台を記録したものの、近年は300トン台で概ね推移していたが、2009年には232トン、2010年には245トンに減少した。

これら漁獲量の推移や小型機船底びき網漁業のCPUE（1網あたりの漁獲量）などから、資源水準は低位、動向は減少と判断される。

(7) 周防灘海域のまこがれいの動向

周防灘海域のまこがれいは、当該海域の沿岸から沖合の水深10メートル以深に生息している。当該海域のまこがれいの漁獲量が推定されている1980年以降の推移をみると、1980年の713トンをピークに減少を続け1993年に一時的に回復したものの、1994年から再び減少し、2004年には127トンまで減少したが、その後増加し、2006年は219トンとなった。

関係県の調査による小型底びき網標本船のCPUE及び推定漁獲量から、資源水準は低位、動向は減少と判断される。

004年級群は低い水準にとどまった。その後、2005年級群がやや回復傾向を示すとともに2006年級群が比較的大きい規模で加入したことから資源状態は好転し、その後、安定的に推移している。従って、資源水準は中位、動向は横ばいと判断される。

(6) 日本海北部海域のまがれいの動向

日本海北部海域のまがれいは、当該海域の水深150メートル以浅に分布している。当該海域のまがれいの漁獲量が把握されている1980年以降の新潟県と秋田県の漁獲量の推移をみると、1986年と1994年に漁獲量のピークが見られるものの、1994年から1997年に大幅に減少し、その後緩やかな減少傾向が続いていた。1993年以降データが揃う4県（青森～新潟）の漁獲量は、2005年に200トン台を記録したものの、近年は300トン台で概ね推移していたが、2009年には232トンに減少した。

これら漁獲量の推移や小型機船底びき網漁業及び沖合底びき網漁業のCPUE（1網あたりの漁獲量）から、資源水準は低位、動向は横ばいと判断される。

(7) 周防灘海域のまこがれいの動向

周防灘海域のまこがれいは、当該海域の沿岸から沖合の水深10メートル以深に生息している。当該海域のまこがれいの漁獲量が推定されている1980年以降の推移をみると、1980年の713トンをピークに減少を続け1993年に一時的に回復したものの、1994年から再び減少し、2004年には127トンまで減少したが、その後増加し、2006年は219トンとなった。

関係県の調査による小型底びき網標本船及び推定漁獲量から、資源水準は低位、動向は減少と判断される。

(8) 太平洋北部海域のやなぎむしがれいの動向

太平洋北部海域におけるやなぎむしがれいは、当該海域の水深50～200メートルで漁獲される。やなぎむしがれいを主として漁獲している沖合底びき網漁業による漁獲量は長期的に大きく変動しており、近年では1990年代中盤から急激に増加し、1998年～1999年には240トン以上となり、過去最高の漁獲を記録した。その後減少に転じ、2001年～2008年には76～108トンで比較的安定していたが、2010年は177トンに増加した。

沖合底びき網漁業の漁獲量とCPUE（1網あたりの漁獲量）の変化などから、資源水準は高位で、動向は増加と判断される。

(9) 太平洋南部海域のやりいかの動向

太平洋中・南部におけるやりいかの漁獲量は、1990年代以降急減して、両海域での漁獲量の合計が1,000トンを下回るようになり、近年では206～863トン前後で推移している。

2006年に入って中・南部海域において豊度の高い発生群が出現し、2006年の漁獲量は、534トンに増加し、2007年にはさらに863トンにまで増加したが、2010年には707トンと減少した。このことから、南部海域を含む太平洋全体の資源水準は中位、動向は増加と判断される。

第3 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項

1 漁獲可能量の設定は、当面の間（24年以降5年間程度）第3の2の漁獲可能量の設定に係る第1種特定海洋生物資源の中期的管理方針に沿って行うものとする。

(8) 太平洋北部海域のやなぎむしがれいの動向

太平洋北部海域におけるやなぎむしがれいは、当該海域の水深50～200メートルで漁獲される。やなぎむしがれいを主として漁獲している沖合底びき網漁業による漁獲量は長期的に大きく変動しており、近年では1990年代中盤から急激に増加し、1998年～1999年には240トン以上となり、過去最高の漁獲を記録した。その後減少に転じ、2001年～2008年には76～108トンで比較的安定していたが、2009年は153トンに増加した。

沖合底びき網漁業の漁獲量とCPUE（1網あたりの漁獲量）の変化などから、資源水準は昨年の中位から高位となり、動向は増加と判断される。

(9) 太平洋南部海域のやりいかの動向

太平洋中・南部におけるやりいかの漁獲量は、1990年代以降急減して、両海域での漁獲量の合計が1,000トンを下回るようになり、近年では206～863トン前後で推移している。

2006年に入って中・南部海域において豊度の高い発生群が出現し、2006年の漁獲量は、534トンに増加し、2007年にはさらに863トンにまで増加したが、2009年には780トンと減少した。このことから、南部海域を含む太平洋全体の資源水準は中位、動向は増加と判断される。

第3 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項

1 漁獲可能量の設定は、当面の間（19年以降5年間程度）第3の2の漁獲可能量の設定に係る第1種特定海洋生物資源の中期的管理方針に沿って行うものとする。

2 漁獲可能量の設定に係る第1種特定海洋生物資源の中期的管理方針

(1) さんま

漁獲量の増大により漁獲金額が減少する傾向に留意し、将来に向けて安定的な供給を確保する観点から、資源に悪影響を与えない範囲内において、漁獲可能量を設定するものとする。

(2) すけとうだら

日本海北部系群及び太平洋系群については、近年の海洋環境等が資源の増大に好適な状態にあるとは認められない。このため、資源水準の低下が顕著となっている日本海北部系群については、資源の減少に歯止めをかけることを目指して管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。太平洋系群については、一定の親魚量を確保することにより資源水準の維持を基本として、漁獲動向に注意しつつ、管理を行うものとする。

その他の系群については、ロシア連邦の水域と我が国の水域にまたがって分布し、同国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、同国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものとする。

(3) まあじ

太平洋系群については、資源水準の維持を基本方向として、管理を

2 漁獲可能量の設定に係る第1種特定海洋生物資源の中期的管理方針

(1) さんま

漁獲量の増大により漁獲金額が減少する傾向が顕著であることから、将来に向けて安定的な供給を確保する観点から、資源に悪影響を与えない範囲内において、漁獲可能量を安定的に設定するものとする。

(2) すけとうだら

日本海北部系群及び太平洋系群については、近年の海洋環境等が資源の増大に好適な状態にあるとは認められない。このため、資源水準の低下が顕著となっている日本海北部系群については、資源回復計画に基づく取組により、資源の減少に歯止めをかけることを目指して管理を行うものとする。太平洋系群については、資源の回復を基本方向としつつも、回復のための措置が関係漁業者の経営に大きな影響をあたえる場合には資源水準を維持する等回復のスピードに十分配慮して、管理を行うものとする。

その他の系群については、ロシア連邦の水域と我が国の水域にまたがって分布し、同国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、同国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものとする。

(3) まあじ

太平洋系群については、資源水準の維持を基本方向として、管理を

行うものとする。

対馬暖流系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国及び中華人民共和国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源の維持若しくは増大することを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

(4) まいわし

太平洋系群については、資源水準の維持若しくは増大を基本方向として、漁獲動向に注意しつつ、管理を行うものとする。

対馬暖流系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国及び中華人民共和国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源の維持若しくは増大することを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

(5) まさば及びごまさば

まさばの太平洋系群については、近年の海洋環境が当該資源の増大に不適な状態にあると認められないことから、優先的に資源の回復を図るよう、管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

ごまさばの太平洋系群については、資源を中位水準以上に維持することを基本方向として、管理を行うものとする。

まさばとごまさばのその他の系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、外国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、

行うものとする。

対馬暖流系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国及び中華人民共和国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源の維持若しくは増大することを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、資源回復計画に基づく取組により、管理を行うものとする。

(4) まいわし

太平洋系群については、資源水準の維持を基本方向として管理を行うものとする。

対馬暖流系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国及び中華人民共和国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源の維持若しくは増大することを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、資源回復計画に基づく取組により、管理を行うものとする。

(5) まさば及びごまさば

まさばの太平洋系群については、近年の海洋環境が当該資源の増大に不適な状態にあると認められないことから、資源回復計画に基づく取組により優先的に資源の回復を図るよう、管理を行うものとする。

ごまさばの太平洋系群については、資源を中位水準以上に維持することを基本方向として、管理を行うものとする。

まさばとごまさばのその他の系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、外国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、

関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、管理を行うものとする。また、まさばについては資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

(6)～(7) (略)

3 第1種特定海洋生物資源ごとの平成23年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

(単位:トン)

	第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成23年7月～ 平成24年6月	423,000
2	すけとうだら	平成23年4月～ 平成24年3月	<u>273,000</u>
3	まあじ	平成23年1月～12月	220,000
4	まいわし	平成23年1月～12月	209,000
5	まさば及び ごまさば	平成23年7月～ 平成24年6月	693,000
6	するめいか	平成23年1月～12月	297,000
7	ずわいがに	平成23年7月～ 平成24年6月	6,227

(注1) 上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等資源評価の基礎としていな

関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、また、まさばについては資源回復計画に基づく取組により、管理を行うものとする。

(6)～(7) (略)

3 [削る]

4 第1種特定海洋生物資源ごとの平成23年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

(単位:トン)

	第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成23年7月～ 平成24年6月	423,000
2	すけとうだら	平成23年4月～ 平成24年3月	<u>262,000</u>
3	まあじ	平成23年1月～12月	220,000
4	まいわし	平成23年1月～12月	209,000
5	まさば及び ごまさば	平成23年7月～ 平成24年6月	693,000
6	するめいか	平成23年1月～12月	297,000
7	ずわいがに	平成23年7月～ 平成24年6月	6,227

(注1) 上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等資源評価の基礎としていな

いものがある。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類及び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする（5に該当する場合を除く）。

4 第1種特定海洋生物資源ごとの平成24年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定 海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成24年7月～ 平成25年6月	
2	すけとうだら	平成24年4月～ 平成25年3月	
3	まあじ	平成24年1月～12月	176,000
4	まいわし	平成24年1月～12月	245,000
5	まさば及び ごまさば	平成24年7月～ 平成25年6月	
6	するめいか	平成24年1月～12月	339,000
7	ずわいがに	平成24年7月～ 平成25年6月	

(注1) 上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等資源評価の基礎としていないものがある。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類及び都道府県別に定める数量について、漁場の形

いものがある。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類及び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする（5に該当する場合を除く）。

成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする（5に該当する場合を除く）。

（注3）さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば並びにずわいがについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

5～6 （略）

第4 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 第3の3の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成23年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	335,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	171,600
3	まあじ	大中型まき網漁業	77,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	119,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	410,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	46,700
		大中型まき網漁業	14,500

5～6 （略）

第4 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 [削る]

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成23年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	335,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	170,600
3	まあじ	大中型まき網漁業	77,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	119,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	410,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	46,700
		大中型まき網漁業	14,500
		いか釣り漁業	60,100

		いか釣り漁業	60,100
		小型するめいか釣り漁業	83,400
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及び ずわいがに漁業	4,687

(注1) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第6号）第1項各号に掲げる漁業又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成6年農林水産省令第54号。以下「特定大臣許可省令」という。）第1条第1項各号に掲げる漁業（特定大臣許可省令附則第14条の規定により特定大臣許可省令第3条第1項の規定が適用されないものを除く。）をいう。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの数量は、第3の4の注2の規定に基づき、ずわいがにの数量は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、それぞれ必要な場合に改定を行うものとする。

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成24年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定 海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	
3	まあじ	大中型まき網漁業	67,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	128,000

		小型するめいか釣り漁業	83,400
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及び ずわいがに漁業	4,687

(注1) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記1と同様とする。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの数量は、第3の4の注2の規定に基づき、ずわいがにの数量は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、それぞれ必要な場合に改定を行うものとする。

5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	
6	するめいか	沖合底びき網漁業	54,000
		大中型まき網漁業	16,600
		いか釣り漁業	69,200
		小型するめいか釣り漁業	95,400
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	

(注1) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記1と同様とする。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの数量は、第3の4の注2の規定に基づき、ずわいがにの数量は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、それぞれ必要な場合に改定を行うものとする。

(注3) さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第5 指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

1 第4の1の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位：トン)

第1種特定	操業区域	数量
-------	------	----

第5 指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

1 [削る]

2 第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位：トン)

第1種特定	操業区域	数量
-------	------	----

海洋生物資源			
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	6, 600
		(2) オホーツク海の海域	52, 000
		(3) 太平洋の海域	113, 000
2	ずわいがに	(1) A海域	3, 398
		(2) B海域	29
		(3) D海域	875
		(4) E海域	385

(注1) 日本海の海域とは、北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線と東経129度59分52秒の線との両線間における日本海の海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。オホーツク海の海域とは、東経152度59分46秒の線と北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線との両線間におけるオホーツク海の海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。太平洋の海域とは、東経152度59分46秒の線以西、千葉県安房郡野島崎突端から正東の線以北の太平洋の海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。

(注2) A海域とは、特定大臣許可省令別表第1のずわいがに漁業の項中海域の欄第1号に掲げる海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。B海域とは、特定大臣許可省令別表第1のずわいがに漁業の項中海域の欄第2号に掲げる海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。D海域とは、特定大臣許可省令別表第1のずわいがに漁業の項中海域の欄第4号に掲げる海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。E海域とは、特定大臣許可省令別表第1のずわいがに漁業の項中海域の欄第5号に掲げる海

海洋生物資源			
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	6, 600
		(2) オホーツク海の海域	52, 000
		(3) 太平洋の海域	112, 000
2	ずわいがに	(1) A海域	3, 398
		(2) B海域	29
		(3) D海域	875
		(4) E海域	385

(注) 操業区域の欄の海域は上記1と同様とする。

域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。

2 第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位:トン)

	第1種特定 海洋生物資源	操 業 区 域	数 量
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	
		(2) オホーツク海の海域	
		(3) 太平洋の海域	
2	ずわいがに	(1) A海域	
		(2) B海域	
		(3) D海域	
		(4) E海域	

(注1) 操業区域の欄の海域は上記1と同様とする。

(注2) 数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第6 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 第3の3の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成23年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

第6 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 [削る]

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成23年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) すけとうだら

(単位：トン)

都道府県名	数 量
北海道	98,900

(略)

(3)～(7) (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成24年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去(平成20年～22年(するめいかについては平成18年～20年)。以下、本項において同じ。)の漁獲実績が概ね100トン未満(ずわいがににおいては、漁獲実績なし)と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まさば及びごまさば、するめいかについては過去の漁獲実績が概ね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては、10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようになるとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。なお、まいわしについては、資源の減少に伴い漁獲量が低い水準で推移していることに加えて、漁場形成が不安定で混

(1) (略)

(2) すけとうだら

(単位：トン)

都道府県名	数 量
北海道	88,900

(略)

(3)～(7) (略)

獲による採捕のウエイトが高まっているために一定の数量を厳格に管理することが難しいことから、過去の漁獲実績が概ね30トン以上ある都道府県について、全て「若干」としているところであり、この場合の管理のあり方は、他の資源と同様である。

(1) さんま

(単位：トン)

都道府県名	数 量

(注) 数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(2) すけとうだら

(単位：トン)

都道府県名	数 量

(注) 数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(3) まあじ

(単位：トン)

都道府県名	数 量
和歌山県	4, 000
島根県	30, 000
山口県	5, 000
愛媛県	4, 000
長崎県	21, 000

鹿児島県

5,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、広島県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県及び宮崎県については、若干とする。

(注) 第3の4の注2に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

(4) まいわし

北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県については、若干とする。

(5) まさば及びごまさば

(単位：トン)

都道府県名	数 量

(注) 数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(6) するめいか

北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、島取県、島根県、山口県、高知県、福岡県、佐賀県及び長崎県については、若干とする。

(7) ずわいがに

(単位：トン)

都道府県名	数 量

(注) 数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第7 大臣管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(略)

第8 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量による管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに漁獲努力可能量に関する事項

1 漁獲努力可能量の設定は、資源状況等を踏まえて資源の回復を図ることが必要な魚種を対象に、資源管理指針により減船、休漁、保護区域の設定などの漁獲努力量削減措置による効果の阻害となる漁獲努力量の増加を抑制させるために用いることとする。

2 第2種特定海洋生物資源ごとの平成23年から始まる期間の漁獲努力可能量及び管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は以下の(1)～(8)のとおりとする。

(1) あかがれい

第7 大臣管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(略)

第8 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量による管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに漁獲努力可能量に関する事項

1 漁獲努力可能量の設定は、資源回復計画と連携させて行うこととし、具体的には資源回復計画に基づき関係漁業者が行う減船、休漁、保護区域の設定などの漁獲努力量削減措置による効果の阻害となる漁獲努力量の増加を抑制させるために用いることとする。

2 [削る]

3 第2種特定海洋生物資源ごとの平成23年から始まる期間の漁獲努力可能量及び管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は以下の(1)～(8)のとおりとする。

(1) あかがれい

あかがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

あかがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業（漁業法（昭和24年法律第267号。以下同じ）第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業をいう。以下同じ。）のうち手繰第1種漁業（小型機底びき網漁業取締規則（昭和27年農林省令第6号。以下同じ。）第1条第1項第1号に規定する種類のものを用いる。以下同じ。）の漁獲努力量で22,320（隻日）とする。これは次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これを合算したものである。

（以下略）

(2) ~ (3) (略)

(4) さわら

さわらの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

さわらの漁獲努力可能量は、3月から2月までのさわら流し網漁業（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（平成8年農林水産省令第31号。以下「省令」という。）第1条第6号に規定するさわら流し網漁業をいう。以下同じ。）の漁獲努力量で121,461（隻日）とする。これは次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係数
中型まき網漁業 （うちさわらを）	瀬戸内海	平成23年6月1 日から平成23年	10

あかがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

あかがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業の漁獲努力量で22,320（隻日）とする。これは次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これを合算したものである。

（以下略）

(2) ~ (3) (略)

(4) さわら

さわらの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

さわらの漁獲努力可能量は、3月から2月までのさわら流し網漁業の漁獲努力量で121,461（隻日）とする。これは次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係数
中型まき網漁業 （うちさわらを）	瀬戸内海	平成23年6月1 日から平成23年	10

採捕目的とするもの)		8月31日まで	
はなつぎ網漁業		平成23年5月6日から平成23年6月15日まで	5
さわら流し網漁業	(1)瀬戸内海 (2) <u>愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬突端と大分県大分市関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域（以下「宇和海」という</u>	平成23年4月1日から平成23年7月31日まで及び平成23年9月1日から平成23年12月31日までの期間から府県別に定める期間	1
さわら船びき網漁業	瀬戸内海	平成23年5月1日から平成23年6月15日まで	5

採捕目的とするもの)		8月31日まで	
はなつぎ網漁業		平成23年5月6日から平成23年6月15日まで	5
さわら流し網漁業	(1)瀬戸内海 (2) <u>宇和海</u>	平成23年4月1日から平成23年7月31日まで及び平成23年9月1日から平成23年12月31日までの期間から府県別に定める期間	1
さわら船びき網漁業	瀬戸内海	平成23年5月1日から平成23年6月15日まで	5

(注1) 中型まき網漁業とは、漁業法第66条第1項に規定する中型まき網漁業をいう。以下同じ。

(注2) はなつぎ網漁業とは、省令第1条第5号に規定するはなつぎ網漁業をいう。以下同じ。

(注3) さわら船びき網漁業とは、省令第1条第7号に規定するさわら船びき網漁業をいう。以下同じ。

(注4) 瀬戸内海とは、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第27条に規定する瀬戸内海海域をいう。以下同じ。

(5) とらふぐ
とらふぐの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に

(5) とらふぐ
とらふぐの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に

係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

とらふぐの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第3種漁業（小型機船底びき網漁業取締規則第1条第1項第3号に規定する種類のものをいう。以下同じ。）であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業（小型底びき網漁業取締規則第1条第1項第5号に規定する種類のものをいう。以下同じ。）の漁獲努力量で7,953（隻日）とする。

採捕の種類	海 域	期 間
小型機船底びき網漁業（うち手繰第3種漁業であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業）	三河湾	平成23年10月1日から平成23年10月31日まで
小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	伊勢湾	平成23年10月1日から平成23年10月31日まで

（注1）三河湾とは、愛知県知多郡南知多町大字師崎林崎及び同県同郡南知多町大字日間賀島尾張大磯灯標並びに愛知県田原市伊良湖町古山頂上を順次結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海域をいう。以下同じ。

（注2）伊勢湾とは、三重県鳥羽市小浜町西崎、桃取町島ヶ崎、答志町長刀鼻、神島町ゴリ鼻及び神島町オーカ鼻並びに愛知県田原市伊良湖町古山頂上を順次結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海域か

係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

とらふぐの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第3種漁業であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業の漁獲努力量で7,953（隻日）とする。

採捕の種類	海 域	期 間
小型機船底びき網漁業（うち手繰第3種漁業であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業）	三河湾	平成23年10月1日から平成23年10月31日まで
小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	伊勢湾	平成23年10月1日から平成23年10月31日まで

ら三河湾を除いた海域をいう。以下同じ。

(6) まがれい

まがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

まがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業の漁獲努力量で10,288(隻日)とする。これは次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係数
沖合底びき網漁業	青森県東津軽郡龍飛埼突端正西の線以南、北緯39度の線以北、東経138度30分の線以東の日本海	平成23年9月1日から平成23年10月31日まで	2
小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)	秋田県の地先水面から山形県の地先水面まで	平成23年9月1日から平成23年10月31日まで	1
小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業)	次のア、イ、ウ、エの4点を順次結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。 ア 山形新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ アから西北西の線	平成23年9月1日から平成23年10月31日まで	2

(6) まがれい

まがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

まがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業の漁獲努力量で10,288(隻日)とする。これは次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係数
沖合底びき網漁業	青森県東津軽郡龍飛埼突端正西の線以南、北緯39度の線以北、東経138度30分の線以東の日本海	平成23年9月1日から平成23年10月31日まで	2
小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)	秋田県の地先水面から山形県の地先水面まで	平成23年9月1日から平成23年10月31日まで	1
小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業)	次のア、イ、ウ、エの4点を順次結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。 ア 山形新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ アから西北西の線	平成23年9月1日から平成23年10月31日まで	2

	上15海里の点 ウ <u>新潟市新川の最大高潮時における河口の中心点</u> （以下「 <u>新川河口中心点</u> 」という。）と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点 エ 新川河口中心点						
かれい固定式刺し網漁業	秋田県の地先水面（ただし第2種共同漁業権水域を除く）	平成23年2月1日から平成23年3月31日まで	0.5	かれい固定式刺し網漁業	秋田県の地先水面（ただし第2種共同漁業権水域を除く）	平成23年2月1日から平成23年3月31日まで	0.5
	山形県の地先水面	平成23年3月1日から平成23年4月30日まで	0.5		山形県の地先水面	平成23年3月1日から平成23年4月30日まで	0.5

(注) かれい固定式刺し網漁業とは、省令第1条第4号に規定するかれい固定式刺し網漁業をいう。以下同じ。

(7) まこがれい

まこがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

まこがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第2種漁業（小型機船底びき網漁業取締規則第1条第1項第2号に規定する種類のものという。以下同じ。）及び手繰第3種漁業の漁獲努力量で16, 260（隻日）とする。

(7) まこがれい

まこがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

まこがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業の漁獲努力量で16, 260（隻日）とする。

採捕の種類	海 域	期 間
小型機船底びき網 漁業(うち手繰第2 種漁業及び手繰第 3種漁業)	周防灘	平成23年1月1日 から平成23年2月 10日まで

(注) 周防灘とは、次のア、イの2点を結んだ線及びウ、エ、オ、カの4点を順次結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域をいう。以下同じ。

ア 山口県下関市火ノ山下潮流信号所

イ 福岡県北九州市門司区門司埼灯台

ウ 大分県国東市国東町富来港灯台

エ 大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、同県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点

オ 大分県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線と、山口県光市杵崎西端と大分県国東市国東町富来港灯台とを結ぶ線との交点

カ 山口県光市杵崎西端

(8) (略)

3 第2種特定海洋生物資源ごとの平成24年から始まる期間の漁獲努力可能量及び管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は以下の(1)～(8)のとおりとする。

(1) あかがれい

あかがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種

採捕の種類	海 域	期 間
小型機船底びき網 漁業(うち手繰第2 種漁業及び手繰第 3種漁業)	周防灘	平成23年1月1日 から平成23年2月 10日まで

(8) (略)

類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

あかがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業の漁獲努力量で22,320(隻日)とする。これは次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係 数
沖合底びき網漁業(うち1そうびき)	東経130度30分の線以東、東経137度の線以西の日本海(ただし北緯40度10分9秒の線、北緯38度50分10秒の線、東経135度59分49秒の線、東経132度59分50秒の線で囲まれた海域を除く)	平成24年4月1日から平成24年5月31日まで	2
沖合底びき網漁業(うち2そうびき)	東経132度30分の線以東、東経134度30分の線以西の日本海	平成24年4月1日から平成24年5月31日まで	6
小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)	石川県の地先水面から京都府の地先水面(日本海に限る)まで	平成24年4月1日から平成24年5月31日まで	1

(2) いかなご

いかなごの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

いかなごの漁獲努力可能量は、1月から12月までの沖合底びき網漁業の漁獲努力量で616（隻日）とする。

採捕の種類	海 域	期 間
沖合底びき網漁業	北海道枝幸紋別両郡界の最大高潮時海岸線上の点から43度30分の線以北、北海道稚内市宗谷岬突端から74度00分の線以南のオホーツク海	平成24年7月1日から平成24年8月31日まで

(3) さめがれい

さめがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

さめがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業の漁獲努力量で62,818（隻日）とする。これは次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係 数
沖合底びき網漁業	北海道幌泉郡えりも町幌泉灯台中心点と青森県下北郡大間町大間埼突端とを結ぶ線以南、青森岩手両県界正東の線	平成24年5月1日から平成24年6月30日まで	10

	<u>以北、青森県下北郡東通</u> <u>村尻屋埼灯台中心点と</u> <u>北海道函館市恵山岬灯</u> <u>台中心点を結んだ線以</u> <u>東、東経142度29分</u> <u>47秒の線以西の太平</u> <u>洋</u>		
	<u>青森岩手両県界正東の</u> <u>線以南、岩手宮城両県界</u> <u>正東の線以北の太平洋</u>	<u>平成24年3月1</u> <u>日から平成24年</u> <u>4月30日まで</u>	
	<u>岩手宮城両県界正東の</u> <u>線以南、茨城千葉両県界</u> <u>正東の線以北、水深50</u> <u>0メートル以深の太平</u> <u>洋</u>	<u>平成24年2月1</u> <u>日から平成24年</u> <u>3月31日まで</u>	
<u>小型機船底びき</u> <u>網漁業（うち手</u> <u>繰第1種漁業）</u>	<u>青森県下北郡東通村尻</u> <u>屋埼灯台中心点と北海</u> <u>道函館市恵山岬灯台中</u> <u>心点を結んだ線以東の</u> <u>青森県の地先水面</u>	<u>平成24年5月1</u> <u>日から平成24年</u> <u>6月30日まで</u>	<u>1</u>

(4) さわら

さわらの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

さわらの漁獲努力可能量は、3月から2月までのさわら流し網漁業の漁獲努力量で121,461（隻日）とする。これは次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これを合算し

たものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係数
中型まき網漁業 (うちさわらを採捕目的とするもの)	瀬戸内海	平成24年6月1日 から平成24年 8月31日まで	10
はなつぎ網漁業		平成24年5月6日 から平成24年 6月15日まで	5
さわら流し網漁業	(1)瀬戸内海 (2)宇和海	平成24年4月1日 から平成24年 7月31日まで及 び平成24年9月 1日から平成24 年12月31日ま での期間から府県 別に定める期間	1
さわら船びき網漁業	瀬戸内海	平成24年5月1日 から平成24年 6月15日まで	5

(5) とらふぐ

とらふぐの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

とらふぐの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第3種漁業であってとらふぐを採捕するもの及

びその他の小型機船底びき網漁業の漁獲努力量で7,953(隻日)とする。

採捕の種類	海 域	期 間
<u>小型機船底びき網漁業(うち手繰第3種漁業であつてとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業)</u>	<u>三河湾</u>	<u>平成24年10月1日から平成24年10月31日まで</u>
<u>小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業)</u>	<u>伊勢湾</u>	<u>平成24年10月1日から平成24年10月31日まで</u>

(6) まがれい

まがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

まがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業の漁獲努力量で10,288(隻日)とする。これは次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係数
<u>沖合底びき網漁業</u>	<u>青森県東津軽郡龍飛埼突端正西の線以南、北緯</u>	<u>平成24年9月1日から平成24年</u>	<u>2</u>

	<u>39度の線以北、東経138度30分の線以東の日本海</u>	<u>10月31日まで</u>	
<u>小型機船底びき網漁業（うち手線第1種漁業）</u>	<u>秋田県の地先水面から山形県の地先水面まで</u>	<u>平成24年9月1日から平成24年10月31日まで</u>	<u>1</u>
<u>小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）</u>	<u>次のア、イ、ウ、エの4点を順次結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。</u> <u>ア 山形新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点</u> <u>イ アから西北西の線上15海里の点</u> <u>ウ 新川河口中心点と（いう。）と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点</u> <u>エ 新川河口中心点</u>	<u>平成24年9月1日6日から平成24年10月31日まで</u>	<u>2</u>
<u>かれい固定式刺し網漁業</u>	<u>秋田県の地先水面（ただし第2種共同漁業権水域を除く）</u>	<u>平成24年2月1日から平成24年3月31日まで</u>	<u>0.5</u>
	<u>山形県の地先水面</u>	<u>平成24年3月1日から平成24年</u>	<u>0.5</u>

4月30日まで

(7) まこがれい

まこがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

まこがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業の漁獲努力量で16,260(隻日)とする。

採捕の種類	海 域	期 間
小型機船底びき網漁業(うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業)	周防灘	平成24年1月1日から平成24年2月10日まで

(8) やなぎむしがれい

やなぎむしがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

やなぎむしがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業の漁獲努力量で69,346(隻日)とする。これは次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係 数
沖合底びき網漁業	宮城福島両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深50	平成24年4月1日から平成24年6月30日	10

	0メートル未満の太平洋	まで	
小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	福島県の地先水面から茨城県の地先水面まで	平成24年4月1日から平成24年6月30日まで	1

第9 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち指定漁業等の種類別に定める量に関する事項

1 第8の2の(1)～(8)に定める第2種特定海洋生物資源ごとの平成23年から始まる期間の漁獲努力可能量について指定漁業等の種類別に定める量並びにその対象となる指定漁業等の種類に係る海域及び期間は以下の(1)～(5)のとおりとする。

(1)～(5) (略)

2 第8の3の(1)～(8)に定める第2種特定海洋生物資源ごとの平成24年から始まる期間の漁獲努力可能量について指定漁業等の種類別に定める量並びにその対象となる指定漁業等の種類に係る海域及び期間は以下の(1)～(5)のとおりとする。

(1) あかがれい

指定漁業	海 域	期 間	漁 獲 努 力
------	-----	-----	---------

第9 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち指定漁業等の種類別に定める量に関する事項

1 [削る]

2 第8の3の(1)～(8)に定める第2種特定海洋生物資源ごとの平成23年から始まる期間の漁獲努力可能量について指定漁業等の種類別に定める量並びにその対象となる指定漁業等の種類に係る海域及び期間は以下の(1)～(5)のとおりとする。

(1)～(5) (略)

等の種類			量(隻日)
沖合底びき網漁業(うち1そうびき)	東経130度30分の線以東、東経137度の線以西の日本海(ただし北緯40度10分9秒の線、北緯38度50分10秒の線、東経135度59分49秒の線、東経132度59分50秒の線で囲まれた海域を除く)	平成24年4月1日から平成24年5月31日まで	6,210
沖合底びき網漁業(うち2そうびき)	東経132度30分の線以東、東経134度30分の線以西の日本海	平成24年4月1日から平成24年5月31日まで	575

(2) いかなご

指定漁業等の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
沖合底びき網漁業	北海道枝幸紋別両郡界の最大高潮時海岸線上の点から43度30分の線以北、北海道稚内市宗谷岬突端から74度00分の線以南のオホーツク海	平成24年7月1日から平成24年8月31日まで	616

(3) さめがれい

指定漁業 等の種類	海 域	期 間	漁獲努力 量(隻日)
沖合底びき網漁 業	北海道幌泉郡えりも町 幌泉灯台中心点と青森 県下北郡大間町大間埼 突端とを結ぶ線以南、 青森岩手両県界正東の 線以北、青森県下北郡 東通村尻屋埼灯台中心 点と北海道函館市恵山 岬灯台中心点を結んだ 線以東、東経142度 29分47秒の線以西 の太平洋	平成24年5月 1日から平成2 3年6月30日 まで	1,030
	青森岩手両県界正東の 線以南、岩手宮城両県 界正東の線以北の太平 洋	平成24年3月 1日から平成2 4年4月30日 まで	909
	岩手宮城両県界正東の 線以南、茨城千葉両県 界正東の線以北、水深 500メートル以深の 太平洋	平成24年2月 1日から平成2 4年3月31日 まで	4,304

(4) まがれい

指定漁業等の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
沖合底びき網漁業	青森県東津軽郡龍飛埼突端正西の線以南、北緯39度の線以北、東経138度30分の線以東の日本海	平成24年9月1日から平成24年10月31日まで	729

(5) やなぎむしがれい

指定漁業等の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
沖合底びき網漁業	宮城福島両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル未満の太平洋	平成24年4月1日から平成24年6月30日まで	6,565

第10 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について都道府県別に定める量に関する事項

1 第8の2の(1)～(8)に定める第2種特定海洋生物資源ごとの平成23年から始まる期間の漁獲努力可能量について都道府県別に定め

第10 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について都道府県別に定める量に関する事項

1 [削る]

2 第8の3の(1)～(8)に定める第2種特定海洋生物資源ごとの平成23年から始まる期間の漁獲努力可能量について都道府県別に定め

る量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、以下の（１）～（７）のとおりとする。

（１）あかがれい

第８の２の（１）に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る期間は、次のとおりとする。

（以下略）

（２）さめがれい

第８の２の（３）に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

（以下略）

（３）さわら

第８の２の（４）に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、下表のとおりとする。

（以下略）

（４）とらふぐ

第８の２の（５）に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、下表のとおりとする。

（以下略）

（５）まがれい

る量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、以下の（１）～（７）のとおりとする。

（１）あかがれい

第８の３の（１）に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る期間は、次のとおりとする。

（以下略）

（２）さめがれい

第８の３の（３）に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

（以下略）

（３）さわら

第８の３の（４）に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、下表のとおりとする。

（以下略）

（４）とらふぐ

第８の３の（５）に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、下表のとおりとする。

（以下略）

第8の2の(6)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、下表のとおりとする。

(以下略)

(6) まこがれい

第8の2の(7)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、下表のとおりとする。

(以下略)

(7) やなぎむしがれい

第8の2の(8)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る期間は、下表のとおりとする。

(以下略)

2 第8の3の(1)～(8)に定める第2種特定海洋生物資源ごとの平成24年から始まる期間の漁獲努力可能量について都道府県別に定める量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、以下の(1)～(7)のとおりとする。

(1) あかがれい

第8の3の(1)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る期間は、次のとおりとする。

(5) まがれい

第8の3の(6)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、下表のとおりとする。

(以下略)

(6) まこがれい

第8の3の(7)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、下表のとおりとする。

(以下略)

(7) やなぎむしがれい

第8の3の(8)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る期間は、下表のとおりとする。

(以下略)

都道府県名	採捕の種類	期 間	漁獲努力量 (隻日)
石川県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第1種漁業）	平成24年4月1日から平成24年5月31日まで	3,884
福井県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第1種漁業）	平成24年4月1日から平成24年5月31日まで	2,006
京都府	小型機船底びき網漁業（うち手繰第1種漁業）	平成24年4月1日から平成24年5月31日まで	560

(2) さめがれい

第8の3の(3)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
青森県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第1種漁業）	青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の	平成24年5月1日から平成24年6月30日まで	388

(3) さわら

第8の3の(4)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、下表のとおりとする。

同一県に1つの採捕の種類に対して2つの期間を定めて各期間毎に漁獲努力量を割り当てている県又は同一県に2つの海域を定めて各海域毎に期間、漁獲努力量を割り当てている県又は同一県に2つの採捕の種類に対して漁獲努力量を割り当てている県においては、各々の期間間、採捕の種類間で漁獲努力量を再配分してはならない。

都道府県名	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
大阪府	さわら流し網漁業		平成24年9月1日から平成24年11月30日まで	5, 135
兵庫県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成24年4月20日から平成24年6月15日まで	3, 140
	はなつぎ網漁業	瀬戸内海	平成24年5月6日から平成24年6月15日まで	2, 020
岡山県	さわら流		平成24年4月	6, 705

	<u>し網漁業</u>		<u>20日から平成24年6月15日まで</u>	
	<u>さわら船びき網漁業</u>		<u>平成24年5月1日から平成24年6月15日まで</u>	<u>74</u>
<u>広島県</u>	<u>さわら流し網漁業</u>		<u>平成24年4月20日から平成24年6月20日まで</u>	<u>5,813</u>
	<u>中型まき網漁業（うちさわらを採捕目的とするもの）</u>		<u>平成24年6月1日から平成24年8月31日まで</u>	<u>1,288</u>
<u>山口県</u>	<u>さわら流し網漁業</u>	<u>瀬戸内海</u>	<u>平成24年6月16日から平成24年7月31日まで</u>	<u>6,787</u>
		<u>瀬戸内海</u>	<u>平成24年9月1日から平成24年11月30日まで</u>	<u>13,455</u>
<u>徳島県</u>	<u>さわら流し網漁業</u>	<u>瀬戸内海</u>	<u>平成24年4月11日から平成</u>	<u>1,736</u>

			<u>24年6月15日</u> <u>まで</u>	
香川県	<u>さわら流</u> <u>し網漁業</u>		<u>平成24年4月</u> <u>20日から平成</u> <u>24年6月15</u> <u>日まで</u>	<u>10,440</u>
愛媛県	<u>さわら流</u> <u>し網漁業</u>	瀬戸内海	<u>平成24年4月</u> <u>1日から平成2</u> <u>4年6月30日</u> <u>まで</u>	<u>16,590</u>
			<u>平成24年9月</u> <u>1日から平成2</u> <u>4年11月30</u> <u>日まで</u>	<u>5,880</u>
		宇和海	<u>平成24年10</u> <u>月1日から平成</u> <u>24年12月3</u> <u>1日まで</u>	<u>7,490</u>
福岡県	<u>さわら流</u> <u>し網漁業</u>	瀬戸内海	<u>平成24年9月</u> <u>1日から平成2</u> <u>4年12月31</u> <u>日まで</u>	<u>1,440</u>
大分県	<u>さわら流</u> <u>し網漁業</u>	瀬戸内海	<u>平成24年9月</u> <u>1日から平成2</u> <u>4年12月31</u> <u>日まで</u>	<u>13,500</u>

(4) とらふぐ

第8の3の(5)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、下表のとおりとする。

同一の県に2つの海域を定めて各海域ごとに期間、漁獲努力量を割り当てている県においては、各々の海域間で漁獲努力量を再配分してはならない。

都道府県名	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
愛知県	小型機船底びき網漁業(うち手繰第3種漁業であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業)	三河湾	平成24年1月1日から平成24年1月31日まで	3, 287
	小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業)	伊勢湾	平成24年1月1日から平成24年1月30日まで	2, 635
三重県	小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業)	伊勢湾	平成24年1月1日から平成24年1月30日まで	2, 031

で

(5) まがれい

第8の3の(6)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、下表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量 (隻日)
秋田県	小型機船 底びき網 漁業(うち 手繰第 1種漁業)		平成24年9月 1日から平成2 4年10月31 日まで	651
	かれい固 定式刺し 網漁業	秋田県の地先水面 (ただし第2種共 同漁業権水域を除 く)	平成24年2月 1日から平成2 4年3月31日 まで	3,099
山形県	小型機船 底びき網 漁業(うち 手繰第 1種漁業)		平成24年9月 1日から平成2 4年10月31 日まで	1,870
	かれい固 定式刺し		平成24年3月 1日から平成2	2,147

	網漁業		4年4月30日 まで	
新潟県	小型機船 底びき網 漁業（う ちその他 の小型機 船底びき 網漁業）	次のア、イ、ウ、 エの4点を順次結 んだ3線と最大高 潮時海岸線とによ って囲まれた海域 ア 山形新潟両県 界の最大高潮 時海岸線上の 点 イ アから西北西 の線上15海 里の点 ウ 新川河口中心 点と佐渡市鴻 ノ瀬鼻灯台中 心点とを結ぶ 線上新川河口 中心点から1 0海里の点 エ 新川河口中心 点	平成24年9月 16日から平成 24年10月3 1日ま で	1, 843

(6) まこがれい

第8の3の(7)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定
める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、下表

のとおりとする。

都道府 県名	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
山口県	小型機船底び き網漁業（う ち手繰第2種 漁業及び手繰 第3種漁業）	周防灘	平成24年1 月1日から平 成24年2月 10日まで	11,685
福岡県	小型機船底び き網漁業（う ち手繰第2種 漁業及び手繰 第3種漁業）	周防灘	平成24年1 月1日から平 成24年2月 10日まで	2,130
大分県	小型機船底び き網漁業（う ち手繰第2種 漁業及び手繰 第3種漁業）	周防灘	平成24年1 月1日から平 成24年2月 10日まで	2,445

(7) やなぎむしがれい

第8の3の(8)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定
める量並びにその対象となる採捕の種類に係る期間は、下表のとおり
とする。

都道府県名	採捕の種類	期 間	漁獲努力量
-------	-------	-----	-------

			<u>(隻日)</u>	
福島県	<u>小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）</u>	平成24年4月1日から平成24年6月30日まで	<u>1, 776</u>	第11～12（略）
茨城県	<u>小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）</u>	平成24年4月1日から平成24年6月30日まで	<u>1, 920</u>	
第11～12（略）				第11～12（略）